議事録

委員会名	品川区消防団運営委員会
日　　時	令和元年８月23日（金）午前10時00分から午前11時00分まで
場　　所	品川区役所　第２庁舎４階　災害対策本部室
諮問事項	特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか
出　席　者	品川区長　濱野　健（委員長） 大井消防署長　髙橋　典之（委員長職務代理） 都議会議員　伊藤　こういち（委員） 都議会議員　山内　晃（委員） 品川防火防災協会会長　金子　正秀（委員） 大井防火防災協会会長　髙林　正敏（委員） 荏原防火防災協会副会長　戸田　光則（委員） 区議会議員　松澤　和昌（委員） 区議会議員　小芝　新（委員） 区議会議員　筒井　ようすけ（委員） 区議会議員　吉田　ゆみこ（委員） 区議会議員　あべ　祐美子（委員） 区議会議員　松本　ときひろ（委員） 品川消防署長　久保田　幸雄（委員） 荏原消防署長　今村　秀行（委員） 品川消防団長　杉森　義治（委員） 大井消防団長　鴨川　清志（委員） 荏原消防団長　青木　章（委員）
欠　席　者	なし
傍　聴　者	なし
配布資料	「次第」 「資料１　特別区消防団運営委員会への諮問事項について」 「資料２　品川区消防団運営委員会の答申案について（概要）」 「資料３　答申案」

審議内容	
事務局 （品川区）	（配布資料の確認） （「東京都情報公開条例」に基づく情報公開の説明） １　開会 次第に沿い進行いたします。委員長あいさつをお願いいたします。
委員長	２　委員長あいさつ

	「特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか」という諮問を頂いています。本日の第二回消防団運営委員会では、今後の方向性について審議し、その内容を踏まえて具体的な答申案を作成していきたいと考えています。限られた時間ではありますが、忌憚のないご意見を頂きますようお願いいたします。
事　務　局 （品川区）	３　新委員紹介 荏原防火防災協会副会長　　戸田　光則 区議会議員　　松澤　和昌 区議会議員　　小芝　新 区議会議員　　筒井　ようすけ 区議会議員　　吉田　ゆみこ 区議会議員　　あべ　祐美子 区議会議員　　松本　ときひろ
事　務　局 （品川区）	本日の議題に移ります。議事は委員長に進行して頂きます。委員長お願いいたします。
委　員　長	（傍聴希望者の確認）傍聴希望者なし ４　議題（特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか） 東京都知事からの諮問事項を議題に供します。 事務局から説明をお願いいたします。
事　務　局 （消防署）	【資料１】および【資料２】の説明
委　員　長	どうもありがとうございました。 只今の説明について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。
委　員　A	「消防団の魅力向上・活性化策」の中の、「消防団活動参加時の子育て支援体制や介護支援体制の整備」というのは、具体的にどのような対策なのでしょうか。
事　務　局 （消防署）	現在、全国の女性消防団員数は全体の 3.1%ですが、品川区には 20%の女性消防団員がいます。子供を持つ女性消防団員のために、訓練時に利用できる託児所の設置などを考えています。横浜市では既に取り入れているので、そのような対策があってもいいのではということです。
委　員　長	介護とか子育てについての支援策を取り入れることで、活動しやすくなるという趣旨だと思います。他にはいかがでしょうか。
委　員　B	大規模災害団員についてです。普段は活動に加わらず大規模災害のときだけ動くとなると、指揮命令などが分かりにくくなるのではと思います。それ以前のチームづくりとして、お互いの存在を知っておくという方策は考えているのでしょうか。

事　務　局 （消防署）	大規模災害団員を導入することになった場合には、震災に関する訓練などに参加して頂き、あとは、大規模災害の活動のみというようなイメージです。
委　員　B	そうすると、年に数回の顔合わせみたいな感じになるのでしょうか。
事　務　局 （消防署）	年１回とか２回とかです。ただ、なり手としては、消防団員 OB など、もともと地域に根ざしている方を想定しています。
委　員　B	広く募集をするというよりも、消防団で「この方は引き続きお願いしたい」と思った方になって頂くということでしょうか。
事　務　局 （消防署）	そうです。あとは、特殊な重機などを持っているような事業所に、重機の使用で大規模災害時のみ協力頂くということも想定しております。
委　員　B	そういう方々の臨時的な協力はすごく必要だと思いますので、そうした方々とうまくコミュニケーションができるような運用も、ぜひ図って頂きたいと思います。
委　員　長	ほかにいかがでしょうか。
委　員　C	２点伺います。 １つは処遇改善のところです。「消防団協力事業所に対する税制優遇や助成制度の導入」というところですが、このような事業所は誰がどのような形で決定するのかをお聞きしたいと思います。 もう１つは大規模災害団員についてです。各町会の消火隊の方々に対しても大規模災害団員になって頂くことを考えているのでしょうか。
委　員　長	質問２点に対して、お答え頂きたいと思います。
事　務　局 （消防署）	１つ目の消防団協力事業所ですが、既に「消防団協力事業所表示制度」というものがあります。３年以上に渡り、複数の従業員が消防団に入団している事業所、従業員の就業時間中の消防団活動について積極的に配慮している事業所、災害時における資機材等の提供、消防団の訓練場所や分団施設の用地の提供、消防団広報などに協力をしている事業所について、特別区消防団協力事業所として消防総監が表彰する制度で、事業所は表示証を掲げることができます。ご覧になったことがあるかもしれませんが、このような表示証（表示証の見本を掲げながら）を交付されている事業所に対して、税制優遇とか助成制度のようなものがあればいいのではないかと考えています。
委　員　C	認められた事業所というのは、誰が認めるのでしょうか。
事　務　局 （消防署）	消防総監です。消防署が消防団に協力している事業所を調査し、調査書にまとめて申請し、消防総監に認めてもらうという制度です。 大規模災害団員については、各町会の消火隊の方々もなり手として想定しています。
委　員　長	ほかにいかかでしょうか。

委　員　D	2点お聞きしたいことがあります。 「応急救護講習指導団員」の導入は非常に重要です。品川区民にも応急援護の技能を持っている方は、相当いると思います。私も上級救命講習を受講しました。また、防災士でもあります。受講の際は懸命に勉強しましたが、指導となると、指導の仕方についての勉強もしなければいけないのではと思います。この辺についてどのようなお考えかということが1つです。 もう1つは、大規模災害団員のことです。特殊な重機等も使える方々という話がありましたが、品川区では建設防災協議会と防災協定を結んでいます。特殊な重機を使える方々が、この建設防災協議会の中にいて、今まで災害協定に基づき活動をしてきているのですが、このような方々にも声をかけて、活躍してもらおうと思っているのかということです。 次に意見です。入団促進のところで、「擬似体験」というのがあります。全ての都立高校には生徒会活動の一環として「地域防災活動支援隊」があります。品川区では大崎高校が非常に活発にこの支援隊の活動を行っており意識も相当高いのですが、卒業してしまうと普通の学生になってしまいます。支援隊の活動をして高校を卒業していく生徒たちに声をかけて、卒業と同時に消防団の擬似体験をしてもらうという取組みの提案です。 最後になります。この案を3月に答申するわけですが、新たな取組みの広報をどのように行うかということも、答申案の中に含めてまとめた方が良いと思います。
委　員　長	質問と提案がありました。これについてのお考えをお願いいたします。
事　務　局 （消防署）	まず、応急救護講習指導団員としての指導に関しては、初めに消防職員や防災救急協会という救命講習等を行っている団体があるので、その普及員の方とともに、0JTのような形で少しずつスキルアップを図ってもらおうと考えています。 防災協定を結んでいる事業所の方々が、大規模災害時に活動する機能別団員として入団してもらえるならば、非常に大きな力になります。そういった方々にも声を掛けていくということです。
委　員　D	東京消防庁として、品川区がどこと防災協定を結んでいるかの把握をするなど、連携は取れているのでしょうか。
事　務　局 （消防署）	品川区が協定を結んでいることは知っていますが、具体的にどの事業所と協定を結んでいるのかなどについては、品川区と連携していきたいと思います。
委　員　D	品川区と事業所が協定を結んで、それで終わりだと広がりが持てません。さらなる連携をお願いいたします。
委　員　長	ほかにいかがでしょうか。

委　員　A	応急救護講習指導団員とありますが、一般の消防団員と同じ定年があり、それ以上は認めないということなのでしょうか。
事　務　局 （消防署）	機能別団員の年齢については、各消防団によって定年が違いますので、その団に応じてと考えています。
委　員　A	応急救護指導は平日の午前中だったりします。私も消防団員ですが、消防団員は働いている方が非常に多いので、なかなか参加できません。応急救護指導でしたら、消防団 OB が講習を受けて教えられるようにすると消防団員の負担の軽減になるのではないかと思います。
委　員　長	教える側の人の増員ということになりますが、それはできることですか。
事　務　局 （消防署）	はい。応急救護講習の指導団員を導入したときに、機能別団員の定年を変えるのは、各消防団で決めることができると思います。
委　員　長	ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。
委　員　E	消防団協力事業所表示制度とありますが、現在、品川区内では何事業所あるのでしょうか。
事　務　局 （消防署）	総務省消防庁が認めている協力事業所として 3 事業所あります。品川消防署管内の株式会社船清、社会福祉法人あざみ会どんぐり保育園、大井消防署管内の株式会社マイステイズホテル・マネージメントです。
委　員　E	消防団協力事業所を広報するとか、「税制優遇とか助成制度の導入を図る」という答申案ですが、税制優遇は結構難しいのではないかと思います。消防団始め式とかで事業所を表彰していくということなら簡単にできるのでは思います。提案として申し上げます。
事　務　局 （消防署）	どうもありがとうございます。
委　員　長	ほかにいかがでしょうか。
委　員　F	大規模災害団員についてです。どのぐらいの規模になるのか分からないのかもしれませんが、大規模災害団員を導入すると何人ぐらいがなるのか、その見込みや数値目標があれば教えてください。 また、なり手として消防職員 OB や消防団員 OB の方は即戦力だと思いますが、町会の組織や、学生、事業所等の従業員の方は、消防関係 OB と比べると能力の違いがあるのではないかと思います。そのあたりの対処はどうするのかをお聞きいたします。
事　務　局 （消防署）	消防団は各団で定数が決まっていますが、定数が 100%に達していないのが現状です。目標値は、大規模災害団員に入団して頂き、定数を 100%にするところだと思っています。 なり手によってスキルに差があるのではということですが、大規模災害時には多様な活動があると思います。消防団員 OB とか消防職員 OB であれば、そういった多様な活動において、人手が少ないところで活躍できると考えております。逆に、自主防災組織の方であれば、避難所支援

	のような形で、その人の技術とか能力を活かせるような任務に限定し、大規模災害時の更なる機能別団員のような形で、活躍して頂きたいと考えています。
委　員　F	「学生消防団活動認証制度」についてお伺いします。 消防団員を増やすためには、魅力やメリットがなくてはいけないと考えています。この制度は、実際にどの程度、企業サイドからの評価や、効果があるのか、また、客観的な評価はどの程度のものなのかを教えてください。
事　務　局 （消防署）	学生には、消防総監名で「特別区学生消防団活動認証証明書」を出しており、入社希望の企業に対してその証明書を提出するなどして就職活動を行ってもらっています。それを各企業がどのように評価しているかというところまでは把握しておりません。
委　員　F	各企業も総合的な判断によって、採用を決めていると思うので確かに分かりにくい話かもしれませんが、この制度について「これはいいですね」などというような一定の評価はあるのでしょうか。
事　務　局 （消防署）	この制度を作るときに、企業にとって、地域貢献意識の高い人材を確保できるとか、傷病者が発生したときの早期対応ができるとかなどの声があったと聞いています。
委　員　長	ほかにいかがでしょうか。
委　員　G	答申案としてどこまで書込むのかということですが、子育て支援対策で、「横浜市の場合は託児所を作っている」ということであれば、答申として、「こういう制度も考えられるのではないか」とか、介護支援体制で、「ほかの自治体ではこういうことで有効である」とか、その辺まで書き込む必要があるのではないかということが１点です。 それから、税制優遇については難しいのではないかというご意見もありましたが、答申ですから「こういうこともぜひ考えてほしい」ということだと思います。助成制度ということであれば、「こういう助成制度は検討できないだろうか」とか、答申としてまとめるときに、今まで出た意見の中から、具体的に提案という形でまとめることが必要だと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。
委　員　長	お答え頂けますでしょうか。
事　務　局 （消防署）	減税制度などについても他の自治体で既に導入している所もあるので、そのようなことも踏まえて答申案をさらに具体的にまとめていきたいと考えています。
委　員　G	３月に答申ということですが、答申案のまとめ方の手順を教えて頂きたいと思います。
委　員　長	答申案をどのようにまとめていくのかという質問です。いかがでしょうか。
事　務　局	今回が第二回の消防団運営委員会です。第三回は来年の２月頃に予定

（品川区）	しており、そこで答申案を固めたいと考えています。今回の意見をもとに事務局で答申案をまとめて、第三回の会議で審議をする予定です。
委　員　長	ほかにいかがでしょうか。
委　員　B	大規模災害団員では、地域の自主防災組織の方々も入ることを想定しています。そうした方々が大規模災害団員になり、災害時に消防団として活動することになると、地域の自主防災組織が、組織として成り立たなくなるのではという危惧を感じました。地域の自主防災組織としての活動をどのように考えているのか、また、個人で消防団員という形になると、どういう活動をするのかが分からなかったので教えてください。 同様に、重機を所持している企業などは、既に建設防災協議会として品川区と協働しており、そのような中で、従業員が個人として大規模災害団員に加わると、品川区や建設防災協議会と一緒にやろうとしていることはどうなるのでしょうか。 品川区と企業や自主防災組織との役割分担ができていれば、大規模災害団員があってもいいと思いますが、役割分担はどのようになっているのでしょうか。
委　員　長	いわゆる組織論だと思うのですが、どういう組織を考えているのでしょうか。
事　務　局 （消防署）	自主防災組織でやらなければいけないことがある場合には、そちらを優先し、自分達の所では被害がないとか、被害が小さいという時に、消防団として別の地域で活動をいて頂くというイメージです。 それから、重機などを扱う事業所については、まだ検討をしていない部分でしたので、再度検討いたします。
委　員　B	どうもありがとうございます。 大規模災害団員の中でも、消防署 OB や消防団 OB だと、荏原地域で被害が大きかったので、品川地域から応援に行くというのもあると思うのですが、想定しているのでしょうか。 大規模災害の場合は、応援があってもいいと思いますが、自主防災組織の方だとそこまではということがあると思います。大規模災害団員の組織は、どのような方々が、どのような活動をできるかということを、具体的にいろいろシミュレーションをして考えた上での答申案として頂きたいと思います。 重機を使う事業所は、災害時に想定される活動が、既存の活動と齟齬のない形で、当事者と詰めてやって頂きたいと思います。以上、要望です。
委　員　長	今の要望も踏まえた上で、よろしくお願いいたします。
事　務　局 （消防署）	はい。検討して、答申案でまとめさせて頂きたいと思います。
委　員　長	どうもありがとうございます。時間もそろそろだと思いますので、追

	加のご質問、ご意見がなければここで審議を終了としたいと思います。 本検討内容を今後の消防団活動に生かしていければと思いますので、よろしくお願いいたします。
事　務　局 （品川区）	６　閉会 以上で、第二回品川区消防団運営委員会を閉会いたします。 第三回は、来年の２月頃を予定しております。

令和元年８月２３日

第２回

品川区消防団運営委員会資料

品川区消防団運営委員会

品川区消防団運営委員会　資料目次

資　料　１　　特別区消防団運営委員会への諮問事項について

資　料　２　　品川区消防団運営委員会の答申案について（概要）

資　料　３　　答申案

資料１

特別区消防団運営委員会への諮問事項について

１　諮問事項

「特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか」（審議期間：諮問日から２０２０年３月まで）

２　諮問の趣旨

近年、日本国内において地震や台風等様々な災害が起き、各地で甚大な被害が発生している。

ここ東京においても首都直下地震の発生が危惧されているところであり、消防団は消火活動や救出救助等において正に地域防災力の要としての活躍が期待されている。

そのような中、特別区においては基本団員を中心とした消防団員の確保のため様々な募集広報活動を行っているものの、現在、消防団員は減少を続け、地域防災力の低下が懸念されているところである。

また、消防団員の全国的な減少から、総務省消防庁は特定の活動、役割のみに参加する消防団員である「機能別団員」の制度導入を各自治体に要請してきたところであり、さらに２０１８年１月には「消防団員の確保方策等に関する検討会」の報告書により、大規模災害時に消防団活動を行う機能別団員の導入についても提案がなされたところである。

このことから、機能別団員の更なる拡充等、特別区消防団の組織力を強化するための方策について諮問を行うものである。

３　審議の方向性

機能別団員の更なる拡充

消防団員確保のため、機能別団員（全ての消防団活動を行う基本団員に対し、特定の任務や役割を行う消防団員）を受入れるために必要なことについて審議してください。

どのような任務・役割の機能別団員が受け入れられるか。

例：応急救護講習指導を行う機能別団員を導入することにより、基本団員（現行の団員）が年間を通じて実施している応急救護講習指導への負担が軽減される。

機能別団員の処遇（報酬、費用弁償）、階級、給貸与品などは基本団員と機能別団員と同じでよいか

例：【報酬、費用弁償】応急救護講習指導の機会は多く、１回の指導時間も数時間を要することから、基本団員と同じとする。【階級】災害活動を行わないことから階級は班長又は団員に固定とする。【給貸与品】応急救護講習指導に必要なものに限定し支給する。【その他】訓練人形（レサシアン）、訓練用ＡＥＤなど応急救護講習指導に必要な資機材を整備する。

大規模災害団員のあり方

消防団の活動力確保のため、大規模災害団員（震災等大規模災害時に消防団活動を行う消防団員）を導入するために必要なことについて審議してください。

どのような処遇ならば受け入れられるか。

例：大規模災害発生時の活動を想定していることから、報酬は支給しないものとする。また、大規模災害時の活動や訓練に対しては基本団員と同じ費用弁償を支給する。

階級、給貸与品などは基本団員と同じでよいか

例：【階級】大規模災害発生時のみの活動となることから階級は班長又は団員に固定とする。【給貸与品】大規模災害時の活動に必要なものに限定し配布する。【訓練】年１回以上、震災訓練等の機会に教育訓練を実施する。

組織力強化方策

消防団の組織力を強化するため、消防団の魅力向上・活性化策、効果的な入団促進・退団抑制策、装備資機材の整備等について審議してください。

消防団の魅力向上・活性化策

例：消防団協力事業所に対する税制優遇や助成制度の導入を図る。消防団員の福利厚生制度の充実強化を図り、広報する。企業と大学等に対し、「学生消防団活動認証制度」の周知を推進する。消防団活動参加時の子育て支援体制、環境づくりの整備を図る。

効果的な入団促進・退団抑制策

例：事業所に対する「消防団募集」、「消防団協力事業所表示制度」の普及啓発活動を行う。入団前の消防団活動（疑似体験）制度を導入する。区民消火隊の指導者教育の一環と位置付け、消防団従事（一定期間入団）を制度化する。

装備資機材の整備

例：軽量化など消防団活動の負担を軽減するための装備資機材の配置を推進する。

資料２

品川区消防団運営委員会の答申案について（概要）

Ⅰ　諮問事項　「特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか」

Ⅱ　特別区消防団の組織力を強化するための方策

		検討事項		具体的方策と効果
機能別団員の更なる拡充	通常業務の一部を担う機能別団員(注)	どのような機能別団員が受け入れられるか	応急救護講習指導団員の導入	年間を通じて実施している基本団員の応急救護講習指導への負担が軽減される
		応急救護講習指導団員の位置づけ	階級は固定	指揮命令系統などの必要が無いため、階級は班長又は団員に固定
		応急救護講習指導団員の処遇	基本団員と同じ	応急救護講習指導は年間を通じて機会は多く、指導時間も長いことから報酬、費用弁償は基本団員と同じとする
		応急救護講習指導団員の給貸与品	活動に必要なものに限定	活動服、アポロキャップ、短靴などを配置
	大規模災害団員	大規模災害時の消防団の活動力確保	大規模災害団員の導入	大規模災害時に消防団活動を行う大規模災害団員の導入により消防団の活動力を確保する
		大規模災害団員の位置づけ	配　置　先	大規模災害団員は団本部に配置し受け持ち区域すべてに出場できる
		大規模災害団員の階級	階級は固定	大規模災害団員は班長又は団員に固定
		大規模災害団員の処遇	費用弁償のみ支給	大規模災害時の活動を想定していることから、報酬は支給しない
		大規模災害団員の給貸与品	活動に必要なものに限定	活動服、アポロキャップ、編上げ活動靴、ゴム長靴、防火服、防火帽、保安帽などを配置
組織力強化方策	消防団の魅力向上・活性化策		処遇改善	消防団協力事業所に対する税制優遇や助成制度の導入を図る
				消防団員の福利厚生制度の充実強化を図る
			活性化策	消防団活動参加時の子育て支援体制、介護支援体制を整備する
				企業と大学等に対して「学生消防団活動認証制度」の周知を推進する
				事業所に対する「消防団募集」、「消防団協力事業所表示制度」の普及啓発活動
	効果的な入団促進・退団抑制策		入団促進	入団前の消防団活動（疑似体験）体験制度の導入
				長年消防団活動で培った知見を生かすため定年を延長する
	装備資機材の整備		資機材の軽量化	消防団活動の負担を軽減するための装備資機材の軽量化など推進する

注：防火防災訓練団員、火災予防啓発団員、区民消火隊指導団員など

資料３

答申案

「特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか」

品川区消防団運営委員会

品川区消防団運営委員会答申案

Ⅰ　諮問事項等

１　諮問事項

本会に対して、平成３１年１月２１日に諮問された事項は次のとおり。

「特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか」

２　諮問の趣旨

近年、日本国内において地震や台風等様々な災害が起き、各地で甚大な被害が発生している。

ここ東京においても首都直下地震の発生が危惧されているところであり、消防団は消火活動や救出救助等において正に地域防災力の要としての活躍が期待されている。そのような中、特別区においては基本団員を中心とした消防団員の確保のため様々な募集広報活動を行っているものの、現在、消防団員は減少を続け、地域防災力の低下が懸念されているところである。

また、消防団員の全国的な減少から、総務省消防庁は特定の活動、役割のみに参加する消防団員である「機能別団員」の制度導入を各自治体に要請してきたところであり、さらに２０１８年１月には「消防団員の確保方策等に関する検討会」の報告書により、大規模災害時に消防団活動を行う機能別団員の導入についても提案がなされたところである。

このことから、機能別団員の更なる拡充等、特別区消防団の組織力を強化するための方策について諮問を行うものである。

３　審議期間

平成３１年３月から令和２年３月まで（３回開催）

第１回　平成３１年　３月　２２日

第２回　令和　元年　８月　２３日

４　審議の方向性

⑴ 機能別団員の更なる拡充

ア　消防団の役割の多様化への対応

近年、災害が多様化、大規模化する中、消防団は従来の消火活動に加え、大震災に備えた防火防災訓練指導、応急救護講習指導など多様化、増加する役割に対応していかなくてはならない。

イ　消防団員数の減少への対策

消防団員数が年々減少していく中、あらゆる災害等に幅広く対応する「基本団員」の減少による地域の防災力の低下が懸念される。

ウ　各種機能別団員の導入による機能別団員の更なる拡充

消防団の役割の多様化に対応するとともに消防団員を確保するため、特定の活動、役割のみに参加する消防団員である「機能別団員」を受け入れるために必要なことを審議する。

⑵　大規模災害団員のあり方

ア　消防団の役割が多様化し大規模災害の発生が懸念される中、消防団員数の確保と活動能力の向上を通じて消防団の災害対応力を向上させる必要がある。

イ　大規模災害時には、基本団員だけでは十分に対応できない場面も想定されることから、震災等大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない役割を担う「大規模災害団員」を導入するために必要なことを審議する。

⑶　組織力の強化方策

消防団の組織力を強化するため、消防団の魅力向上・活性化策、効果的な入団促進・退団抑制策、装備資機材の整備等について審議する。

Ⅱ　区内３消防団の活動状況

区内３消防団の活動状況（平成２９年９月１日から平成３０年８月３１日まで）については次のとおりである。

１　防火防災訓練の指導（応急救護訓練含む。）

団別	品川消防団	大井消防団	荏原消防団	計
実施回数	４８回	１８回	５４回	１２０回
延べ指導団員	４１９人	１２１人	２４０人	７８０人

２　救命講習の指導

団別	品川消防団	大井消防団	荏原消防団	計
実施回数	２回	６回	１１回	１９回
延べ指導団員	２３人	３５人	１０４人	１６２人

３　総合防災教育の指導

団別	品川消防団	大井消防団	荏原消防団	計
実施回数	２４回	１８回	１５回	５７回
延べ指導団員	２０３人	１２１人	１２４人	４４８人

4　可搬ポンプ及び可搬ポンプ積載車による放水訓練

団別	品川消防団	大井消防団	荏原消防団	計
実施回数	７１回	１０８回	１５０回	３２９回
延べ参加団員	１，２８３人	１，９０１人	１，４９０人	４，６７４人

5　可搬ポンプ積載車操縦技能訓練

団別	品川消防団	大井消防団	荏原消防団	計
実施回数	６回	１０回	１８回	３４回
延べ参加団員	２５８人	１６３人	５４人	４７５人

6　救助資機材を活用した訓練

団別	品川消防団	大井消防団	荏原消防団	計
実施回数	６回	４回	４回	１４回
延べ参加団員	２３９人	１２３人	２１６人	５７８人

Ⅲ　特別区消防団の組織力を強化するための方策

1　機能別団員の更なる拡充

⑴　消防団の通常業務の一部を担う機能別団員の導入

現在、基本団員が年間を通じて実施している活動のうち、特に地域からの需要が大きいものについては、機能別団員を導入することにより団員の負担軽減が期待できる。

例えば、防火防災訓練指導のうち応急救護訓練指導が占める割合は高くなっており、救命講習の指導の要請も年間を通じてある。このことから、応急救護訓練指導等を行う機能別団員（応急救護講習指導団員）を導入する効果は大きいと考えられる。

⑵　位置づけ及び処遇等

救命講習の指導を例に挙げてみると、１回の指導は１０名程度の少人数を対象に行うものから、１００名以上を対象にした大規模な講習まであり、年間を通じて指導の機会は多い。

また、指導時間については応急救護訓練では１時間程度の短いものから地区総合防災訓練での応急救護訓練コーナーのように２時間以上の時間を要するものもある。さらに、救命講習での指導時間は３時間から４時間を要する。

このように年間を通じて活動を行い、１回の活動時間が長時間に渡る機能別団員を導入する場合は、報酬及び費用弁償については基本団員と同じとすることが望ましいと考えられる。

なお、応急救護講習指導団員のように災害活動を行わない機能別団員を導入する場合は、指揮命令系統などの必要が無いため、階級は団員又は班長に固定することが望ましいと考えられる。

⑶　給貸与品等

応急救護講習指導団員の場合、災害活動や災害活動のための訓練には参加しない。そこで、防火帽、防火服などの災害活動のための給貸与品は支給せず、活動服、アポロキャップ、短靴など、必要な物に限定して支給することで、団員の給貸与品の管理の負担も軽減できると考えられる。

また、安全に応急救護訓練や救命講習の指導を行うため、訓練人形（レサシアン）、訓練用ＡＥＤなど指導に必要な資機材の整備も必要である。

このように機能別団員の給貸与品については、それぞれに必要な物に限定して支給し、必要な資機材を配置することが望ましい。

⑷　機能別団員の拡充

機能別団員については、応急救護講習指導団員以外にも、例えば、防火防災訓練指導団員、火災予防啓発団員、区民消火隊指導団員などが考えられ、地域の需要により導入を考慮すべきである。

２　大規模災害団員のあり方

⑴　大規模災害団員の導入

平成３０年（２０１８年）１月に総務省消防庁から公表された「消防団の実態に関するアンケート」結果によると、今後、重要性が増すと考えられる活動として、大規模災害活動、風水害等に係る活動、大規模災害を想定した防災訓練などが挙げられ、大規模災害活動への懸念が高くなっている。

大規模災害時の消防団活動は、避難誘導、消火活動、救助活動、安否確認、情報収集など多岐に渡り、大きなマンパワーが必要とされる。

大規模災害団員のなり手としては、消防職員ＯＢ、消防団員ＯＢ、自主防災組織等の構成員、学生、事業所・団体等の従業員、特殊な資機材等を持つ事業所・団体等の関係者等が想定される。

⑵　大規模災害団員の位置づけ及び処遇等

大規模災害団員は、各消防団の受け持ち区域すべてに出場できるようにするため団本部に配置することが適当と考えられる。

また、大規模災害発生時のみの活動となることから、階級は班長又は団員に固定する。

処遇については、大規模災害時の活動のみを前提としていることから、報酬は支給しないこととし、費用弁償については、災害発生時等の活動や教育訓練、研修等に応じて支給することが考えられる。

⑶　給貸与品等

大規模災害団員の場合、災害活動及び訓練等に必要な活動服、アポロキャップ、編上げ活動靴、ゴム長靴、防火服、防火帽、保安帽など、夏・冬の各正服（帽子を含む。）以外の物を支給することで、団員の給貸与品の管理の負担も軽減できると考えられる。

また、災害活動を安全に行うための各種救助資機材等の整備をすることが望ましい。

⑷　費用弁償額の見直し

大規模災害時の活動時間は長時間となり、災害規模によっては連日の活動も予想される。そこで、大規模災害団員の休業補償という意味合いも含め、出動１回あたりの増額、あるいは、出動時に一定時間を超過した場合に超過時間に合わせた追加支給を行うなど、費用弁償を拡充することが望ましい。

また、この増額は、入団促進の効果的な一方策になるとも考えられる。

⑸　大規模災害団員と同様の機能別団員の扱い

大規模災害団員と同様に特定の活動に特化し、年間を通じて１，２回程度の活動のみを行う機能別団員の処遇は、大規模災害団員に準じるものとする。

３　組織力の強化方策

⑴　消防団の魅力向上・活性化策

ア　事業所が、特別の休暇制度を設けて勤務時間中の消防団活動を可能としたり、従業員の入団を積極的に推進することを、事業所の信頼性の向上につなげるため、消防団協力事業所制度の更なる周知を図るとともに、地域社会への多大な貢献であることから、消防団協力事業所に対する税制優遇や助成制度の導入を図る。

イ　消防団員の福利厚生制度の充実強化を図り、広報する。

ウ　企業と大学等に対し、「学生消防団活動認証制度」の周知を推進し、学生団員など若い人材を確保する。

エ　消防団活動参加時の子育て支援体制や介護支援体制の整備など、消防団員が活躍しやすい環境づくりを推進する。

⑵　効果的な入団促進・退団抑制策

ア　事業所に対する「消防団募集」、「消防団協力事業所表示制度」の普及啓発活動を行う。

イ　入団前の消防団活動（疑似体験）制度を導入する。

ウ　長年消防団活動で培った知見を引き続き消防団員として生かすため、そのままの役職で定年を延長する。

⑶　装備資機材の整備

軽量化など消防団活動の負担を軽減するための装備資機材の配置を推進する。

おわりに

本委員会に諮問された事項について検討を行い、その方策を以上のとおり取りまとめた。

本答申は、地域住民の安全・安心の確保のため特別区消防団の果たす役割がますます大きくなっていることから、消防団の組織力の強化を図るための方策について検討したものである。

本会の検討結果が、品川区をはじめ特別区内消防団の組織力の強化につながるとともに、来たる東京２０２０大会期間中に災害が発生した場合の被害を最小限にとどめることを期待する。